

○東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成30年6月22日

規則第31号

改正 平成31年3月28日規則第10号

令和元年7月1日規則第1号

令和2年3月25日規則第14号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成6年東海村規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成30年東海村条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（事前協議）

第3条 条例第6条第1項の事前協議は、土地の埋立て等事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出することにより行うものとする。

- （1） 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- （2） 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- （3） 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- （4） 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- （5） 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書
- （6） 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第2号）
- （7） 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面

(8) その他村長が必要と認める書類

- 2 村長は、前項の規定による提出があったときは、これを遅滞なく審査し、埋立て等区域の位置等の調査を行うものとする。
- 3 村長は、事前協議が調ったときは、土地の埋立て等事前協議済書(様式第3号)により、土地の埋立て等を行おうとする者に通知するものとする。
- 4 前項の土地の埋立て等事前協議済書の有効期限は、前項の規定による通知の日から起算して90日間とする。

(周辺関係者)

第4条 条例第7条の規則で定める周辺関係者は、次に掲げる者とする。

(1) 埋立て等区域の全部又は一部をその区域に含む自治会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)の代表者

(2) 埋立て等区域の土地の境界から300メートル以内の区域の居住者及び事業所を有するもの

(土地所有者等)

第5条 条例第8条の規則で定める土地所有者等は、次に掲げる者とする。

(1) 埋立て等区域を含む土地に隣接する土地の所有者

(2) 埋立て等区域を含む土地に隣接する水利の管理者

(条例第9条第1項第2号の規則で定める者)

第6条 条例第9条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター

(2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合

- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壤汚染又は災害の防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者として村長が認定した者

2 前項第9号の規定による村長の認定を受けようとする者は、土壤汚染又は災害の防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

（条例第9条第1項第3号の規則で定めるもの）

第7条 条例第9条第1項第3号の規則で定める法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて行う土地の埋立て等
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (6) 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (9) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (10) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条，第25条，第26条第1項，第27条第1項，第55条第1項，第57条第1項，第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (11) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等

(13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等

(14) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等

(15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等

(16) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等

(17) 東海村法定外公共物管理条例（平成14年東海村条例第38号）第4条第1項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等  
（令2規則14・一部改正）

（条例第9条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等）

第8条 条例第9条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

(1) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土地の埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

(3) 製品の製造若しくは加工又は販売のために行う土砂等の堆積

(4) 建設工事のために一時的に行う土砂等の堆積

(5) 宅地の分譲又は集合住宅等の建築を目的に行う土地の埋立て等であって、その平均的な高さが50センチメートル未満のもの

(6) 宅地内において当該宅地に居住する者が庭の造成又は管理の

ために行う土地の埋立て等

(許可の申請)

第9条 条例第9条第2項の規則で定める申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第5号)とする。

2 条例第9条第2項第11号の規則で定める事項は、条例第9条第1項の許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)の住所、氏名及び電話番号並びに土地の埋立て等に用いる建設機械の種類及び台数とする。

3 条例第9条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、村長が特に認めた場合は、書類の一部を省略することができる。

- (1) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (3) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (4) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (5) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第2号)
- (7) 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面
- (8) 土地の埋立て等を行おうとする者の住民票の写し(土地の埋立て等を行おうとする者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (9) 土地の埋立て等を行おうとする者が条例第10条第6号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (10) 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書類(埋立て等区域が自己所有でない場合に限る。)
- (11) 工事請負契約書の写し(土地の埋立て等を行おうとする者

が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合に限る。)

(12) 施工管理者の住民票の写し

(13) 土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元等証明書(様式第6号)

(14) 土砂等の発生から処分までのフローシート

(15) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所に係る位置を示す図面, 現況平面図及び面積計算書

(16) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において, 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第7号)及び地質分析結果証明書(様式第8号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)

(17) 擁壁の構造計画, 応力算定及び断面算定を記載した構造計算書(埋立て等区域内に擁壁を設置する場合に限る。)

(18) 周辺関係者に対する土地の埋立て等事前説明報告書(様式第9号)

(19) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類

(20) 前各号に掲げるもののほか, 村長が必要と認める書類

4 前項第16号に規定する土壌の調査は, 次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は, 前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては, 当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地

点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、村長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(令2規則14・一部改正)

(許可の基準)

第10条 条例第10条第3号の規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第10条第3号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、別表第2の左欄に掲げる水素イオン濃度指数が中欄に掲げる基準値とする。

3 条例第10条第3号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

4 条例第10条第4号の規則で定める技術上の基準は、別表第3のとおりとする。

5 条例第10条第5号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

(使用人)

第11条 条例第10条第6号コ及びサの規則で定める使用人は、次に掲げるものの代表者とする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（令2規則14・一部改正）

（許可又は不許可の決定）

第12条 村長は、条例第9条第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の許可の申請等）

第13条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第11号）に、第9条第3項に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添えて、村長に提出しなければならない。

2 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 土地の埋立て等の施工に関する計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）

3 条例第12条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微変更届（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 土地の埋立て等の許可を受けた者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあつては、住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更

の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書  
(変更許可又は不許可の決定)

第14条 村長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、土地の埋立て等変更許可(不許可)決定通知書(様式第13号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(着手の届出)

第15条 条例第13条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届(様式第14号)により行うものとする。

(土壌の調査等)

第16条 条例第14条の規定による土壌の調査は、村長の指定する職員の立会いの上、第9条第4項に規定する方法によって行うものとする。ただし、当該職員が、同項第2号に規定する地点以外の地点において試料とする土砂等の採取を指示したときは、当該指示した地点の土壌についても採取を行わなければならない。

2 条例第14条の規定による報告は、土地の埋立て等に係る土壌調査報告書(様式第15号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す  
図面及び現場写真

(2) 土壌調査試料採取報告書(様式第7号)

(3) 地質分析結果証明書(様式第8号)

(地位の承継の届出)

第17条 条例第15条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届(様式第16号)に承継の事実を証する書類を添えて行うものとする。

(標識の掲示等)

第18条 条例第17条の規定による標識の掲示は、土地の埋立て等に関する標識(様式第17号)により行うものとする。

2 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた年月日及び同許可の番号
  - (2) 土地の埋立て等の目的
  - (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
  - (4) 土地の埋立て等を行う者の住所，氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）及び連絡先
  - (5) 土地の埋立て等を行う期間
  - (6) 埋立て等区域の面積
  - (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所及び予定数量
  - (8) 施工管理者の氏名
- (帳簿への記載)

第19条 条例第18条の規定による帳簿の記載は，土地の埋立て等施工管理台帳（様式第18号）により土地の埋立て等を行う日ごとに行うものとする。

2 条例第18条の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
  - (2) 埋立て等区域の位置及び面積
  - (3) 記録者の氏名
  - (4) 埋立て等区域への土砂等の搬入時刻
  - (5) 埋立て等区域への土砂等の搬入車両の登録番号
  - (6) 埋立て等区域への土砂等の搬入業者の名称
  - (7) 埋立て等区域への土砂等の搬入車両の運転者の氏名
  - (8) 埋立て等区域への土砂等の搬入数量
  - (9) 埋立て等区域への土砂等の積込み場所
  - (10) 土地の埋立て等の施工作業の内容
  - (11) その他土地の埋立て等の施工に必要な事項
- (完了の届出)

第20条 条例第19条第1項の規定による届出は，土地の埋立て等完了届（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 埋立て等区域の構造に関する図面
  - (2) 埋立て等区域の写真
  - (3) 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）
  - (4) 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
  - (5) 土壌調査試料採取報告書（様式第7号）
  - (6) 地質分析結果証明書（様式第8号）
- （廃止等の届出等）

第21条 条例第20条第1項の規定による届出は，土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第20号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては，埋立て等区域の構造に関する図面
- (2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては，埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落，飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置に関する図面
- (3) 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）
- (4) 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- (5) 土壌調査試料採取報告書（様式第7号）
- (6) 地質分析結果証明書（様式第8号）

2 条例第20条第4項の規定による届出は，土地の埋立て等再開届（様式第21号）により行うものとする。

（書類の備置き及び閲覧）

第22条 条例第21条の規定による書類の備置き及び閲覧は，条例第9条第1項の許可を受けた日から行うものとし，条例第19条第1項若しくは第20条第1項（廃止に係るものに限る。）の規定による届出をした日又は条例第22条の規定による許可の取消し若しくは停止

を命ぜられた日から5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第21条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書（様式第10号）
- (2) 土地の埋立て等変更許可申請書（様式第11号）の写し
- (3) 土地の埋立て等変更許可（不許可）決定通知書（様式第13号）
- (4) 土地の埋立て等軽微変更届（様式第12号）の写し
- (5) 土地の埋立て等着手届（様式第14号）の写し
- (6) 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）の写し
- (7) 土地の埋立て等地位承継届（様式第16号）の写し
- (8) 土地の埋立て等完了届（様式第19号）の写し
- (9) 土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第20号）の写し
- (10) 土地の埋立て等再開届（様式第21号）の写し  
（許可の取消し）

第23条 条例第22条第1項又は第2項の規定による許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消書（様式第22号）により行うものとする。

（措置命令等）

第24条 条例第23条第1項の規定による中止命令は、土地の埋立て等中止命令書（様式第23号）により行うものとする。

2 条例第22条第1項又は第23条第2項の規定による停止命令は、土地の埋立て等停止命令書（様式第24号）により行うものとする。

3 条例第23条第1項又は第2項の規定による措置命令は、土地の埋立て等措置命令書（様式第25号）により行うものとする。

（公表の方法）

第25条 条例第24条の規定による公表は、東海村公告式条例（昭和30年東海村条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により、次に掲げる事項を公表することで行うものとする。

(1) 命令に従わなかった者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の内容

(身分証明書)

第26条 条例第26条第3項の規則で定める身分証明書は、身分証明書（様式第26号）とする。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第4条第1項の許可を受けて土地の埋立て等を行っている者は、この規則による改正後の東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第8号の規定は、この規則の施行の日以後に東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条第4項及び第16条第1項の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第9条第4項及び第16条第1項の規定により採取された土砂等に係る土壌の調

査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 1 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 9 条，第 1 0 条関係）

（平 3 1 規則 1 0 ・ 令元規則 1 ・ 令 2 規則 1 4 ・ 一部改正）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 5 5 に定める方法
全シアン	検液中に検出されない こと。	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 3 8 に定める方法（日本産 業規格 K 0 1 0 2 の 3 8 . 1 . 1 及び 3 8 の備考 1 1 に定める方法を除く。）又 は水質汚濁に係る環境基準 （昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号。以下「昭和 4 6 年 環境庁告示第 5 9 号」とい う。）付表 1 に掲げる方法
有機 <sup>りん</sup> 燐	検液中に検出されない こと。	環境大臣が定める排水基準 に係る検定方法（昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号。以 下「昭和 4 9 年環境庁告示 第 6 4 号」という。）付表 1 に掲げる方法又は日本産 業規格 K 0 1 0 2 の 3 1 . 1 に定める方法のうちガスク

		ロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の 54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	日本産業規格K0102の 65.2(日本産業規格65.2.7を除く。)に定める方法(日本産業規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ひ 砒素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 かつ埋立て等区域の土 地利用目的が農用地(田 に限る。)である場合に あっては、試料1キログ ラムにつき15ミリグ ラム未満	検液中濃度に係るものにあ っては、日本産業規格K01 02の61に定める方法、 農用地に係るものにあつて は、農用地土壌汚染対策地 域の指定要件に係るひ 砒素の 量の検定の方法を定める省 令(昭和50年総理府令第 31号)第1条第3項及び 第2条に定める方法

総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム 以下	昭和 46 年環境庁告示第 5 9 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されない こと。	昭和 46 年環境庁告示第 5 9 号付表 3 及び昭和 49 年 環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されない こと。	昭和 46 年環境庁告示第 5 9 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利 用目的が農用地（田に限 る。）である場合にあっ ては、試料 1 キログラム につき 125 ミリグラ ム未満	農用地土壌汚染対策地域の 指定要件に係る銅の量の検 定の方法を定める省令（昭 和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以 下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3. 1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニ ル又は塩化ビニ ルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以 下	地下水の水質汚濁に係る環 境基準（平成 9 年環境庁告 示第 10 号）付表に掲げる 方法
1,2-ジクロロ エタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.

	下	1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 4 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 6 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 3 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法

1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の 5.1, 5.2又は5.3. 1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第5 9号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第5 9号付表6の第1又は第2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第5 9号付表6の第1又は第2 に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の 5.1, 5.2又は5.3. 2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の 67.2, 67.3又は6 7.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の 34.1(規格34の備考 1を除く。)若しくは34. 4(妨害となる物質として ハロゲン化合物又はハロゲ ン化水素が多量に含まれる 試料を測定する場合にあっ ては,蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに 硫酸10ミリリットル,り

		<p>ん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は34.1.1c(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p>
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤汚染に係

る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機<sup>りん</sup>燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第9条，第10条関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」基準

別表第3（第10条関係）

1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合には、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

3 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合には、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にはあつて

は、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配
盛土又は堆積にあつては10メートル以下、埋立てにあつては原則10メートル以下(安定計算により安全が確認された場合にあつては、村長が認める高さ)	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)以上の勾配

4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。

5 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

8 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第4(第10条関係)

土地の埋立て等の施工管理体制	<p>1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</p> <p>2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとと</p>
----------------	---

	<p>もに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</p> <p>3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。</p> <p>5 埋立て等区域への土砂等の搬入は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までとすること。</p>
<p>粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策</p>	<p>1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>2 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
<p>騒音及び振動の防止対策</p>	<p>1 騒音に係る規制規準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずるこ</p>

	<p>と。</p> <p>2 振動に係る規制規準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 搬入経路が通学路に当たるときは、東海村教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p> <p>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</p> <p>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。</p>
その他生活環境の保全及び災害の防止対	<p>1 埋立て等区域の周辺地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な</p>

策

措置を講ずること。

- 2 埋立て等区域の周辺地域の公共物，工作物，樹木及び地下水に影響を及ぼし，又は機能を阻害させないこと。また，必要に応じ事前調査等を行うこと。
- 3 埋立て等区域の地耐力（地盤の支持力及び沈下が生じないことをいう。）については，支持力を評価する試験にあつては平板載荷試験，ボーリング試験，スウェーデン式サウンディング試験等を，沈下が生じないことを評価する試験にあつては室内土質試験等をそれぞれ1箇所以上行うこと。ただし，沈下が生じないことの評価については，ボーリング試験又はスウェーデン式サウンディング試験等の結果から推定したものにより代えることができる。

様式第1号（第3条関係）

（表）  
土地の埋立て等事前協議書

年 月 日

東海村長 様

計画者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m <sup>2</sup>
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 年 月 日まで	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m <sup>3</sup>	

(裏)

添 付 書 類	1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
	2 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
	3 埋立て等区域の現況平面図，現況断面図及び面積計算書
	4 埋立て等区域の計画平面図，計画断面図及び雨水排水計画図
	5 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書
	6 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第2号）
	7 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面
	8 その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第3条、第9条関係）

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発元事業者名	搬 入 計 画					
	予定数量 (m <sup>3</sup> )	最大数量/日 (m <sup>3</sup> )	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	発生場所
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
合 計			～	～		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

様式第3号（第3条関係）

土地の埋立て等事前協議済書

第 号  
年 月 日

様

東海村長



年 月 日付で事前協議の申出のあった土地の埋立て等については、事前協議が調ったので、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。

なお、許可申請に当たっては、下記の事項を遵守してください。

記

1 周辺関係者に対する説明及び土地所有者等からの同意取得に関する事項

2 施工計画に関する事項

3 生活環境の保全及び災害の防止計画に関する事項

様式第4号（第6条関係）

土壌汚染又は災害の防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

東海村長 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称及び代表者の氏名 ㊤

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第2項の規定による認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者の資本金, 基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円 ( 年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近の事業年度の事業報告書, 財産目録, 損益計算書及び貸借対照表

様式第5号（第9条関係）

（表）  
土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

土地の埋立て等の目的			
埋立て等区域の位置	位置	埋立て区域 の面積	（実測） ㎡
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 年 月 日まで		
土地の埋立て等に用いる 土砂等を発生させる者			
土地の埋立て等に用いる 土砂等の発生場所			
土地の埋立て等に用いる 土砂等の数量	㎡		
土地の埋立て等の施工に 関する計画			
埋立て等区域の周辺地域の 生活環境の保全及び災害の 防止に関する計画			
施工管理者の住所、氏名 及び電話番号	住所 氏名 電話番号		
土地の埋立て等に用いる 建設機械の種類及び台数			

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び  
災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添  
付すること。

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図</li><li>2 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し</li><li>3 埋立て等区域の現況平面図，現況断面図及び面積計算書</li><li>4 埋立て等区域の計画平面図，計画断面図及び雨水排水計画図</li><li>5 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書</li><li>6 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第2号）</li><li>7 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面</li><li>8 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては，当該法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書）</li><li>9 申請者が条例第10条第6号アからサまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</li><li>10 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書類（埋立て等区域が自己所有でない場合に限る。）</li><li>11 工事請負契約書の写し（申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合に限る。）</li><li>12 施工管理者の住民票の写し</li><li>13 土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第6号）</li><li>14 土砂等の発生から処分までのフローシート</li><li>15 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所に係る位置を示す図面，現況平面図及び面積計算書</li><li>16 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において，土壤の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書（様式第7号）及び地質分析結果証明書（様式第8号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。）</li><li>17 擁壁の構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（埋立て等区域内に擁壁を設置する場合に限る。）</li><li>18 周辺関係者に対する土地の埋立て等事前説明報告書（様式第9号）</li><li>19 土地所有者等の同意を得たことを証する書類</li><li>20 1から19までに掲げるもののほか，村長が必要と認める書類</li></ol>
------------------	--

様式第6号（第9条関係）

土砂等発生元等証明書

年 月 日

東海村長 様

土砂等の発生者 住所  
氏名 ㊤  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生数量	m <sup>3</sup> （うち処分契約数量 m <sup>3</sup> ）
今回の証明に係る土砂等の発生数量	m <sup>3</sup>
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

様式第7号（第9条，第16条関係）

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

東海村長 様

報告者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条第3項第16号及び第16条第2項に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検体番号	
採取者	
採取年月日	年 月 日
採取場所	
採取日の天候	
採取深度	

備考 検体番号の欄には，この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

様式第8号(第9条, 第16条関係)

地質分析結果証明書				年 月 日	
様					
		所在地 分析機関名 代表者 電話番号 環境計量士		印    印	
<p>年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">(検体番号 )</p>					
項 目	単 位	測 定 値	基 準 値	測 定 方 法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。), 昭和46環告第59号付表1	
りん 有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)	
ひ 砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2又は5.3.2, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2又は5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。), 34.1.1c)(注(2)第3文, 34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7	
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8	
農用地 (田に限る。)	ひ 砒素	mg/kg	15	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含 有 試 験
	銅	mg/kg	125	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条	
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状		色	におい	
備考					

備考

- 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
- 2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。
- 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。

様式第9号（第9条関係）

土地の埋立て等事前説明報告書

年 月 日

東海村長 様

計画者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定により行った土砂等による土地の埋立て等の説明会等の結果を、次のとおり報告します。

事前説明の対象者	・自治会等の代表者（ 名） ・居住者数（ 戸） ※300メートル以内の区域の居住者 ・事業所数（ 社） ※300メートル以内の区域の事業所	
説明会の開催	開催の有無	有 ・ 無
	開催日時	年 月 日（ ） : ~ :
	開催場所	
	出席者の状況	居住者 戸のうち出席者 戸 事業所 社のうち出席事業所 社
	説明を受けた者	別紙名簿のとおり ※任意様式
	説明会の議事録	別紙のとおり ※任意様式
戸別訪問の状況	別紙名簿のとおり ※任意様式	
	意見等	

備考 名簿は、説明を受けた者の自著により作成すること。

様式第10号（第12条関係）

東海村指令第 号  
年 月 日

土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書

様

東海村長



年 月 日付で申請のあった土地の埋立て等については、次のとおり許可（不許可）と決定したので、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第12条の規定により通知します。

土地の埋立て等の目的			
埋立て等区域の位置	位置	埋立て等区域の面積	(実測) m <sup>2</sup>
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 年 月 日まで		
許可の条件			
不許可の理由			

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第13条関係）

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第12条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた 年月日及び指 令番号	年 月 日 東海村指令第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

備考 東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第3項に掲げる書類のうち、  
変更に係る事項に関するものを添付すること。

様式第12号（第13条関係）

土地の埋立て等軽微変更届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可を受けた事項を変更したので、同条例第12条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可を受けた年月日及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	

備考

- 届出者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写し（届出者が法人であつて、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書）を添付すること。
- 施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。

様式第13号（第14条関係）

東海村指令第 号  
年 月 日

土地の埋立て等変更許可（不許可）決定通知書

様

東海村長



年 月 日付で申請のあった土地の埋立て等の変更については、次のとおり許可（不許可）と決定したので、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第14条の規定により通知します。

変 更 の 内 容	
許 可 の 条 件	
不 許 可 の 理 由	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号（第15条関係）

土地の埋立て等着手届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に着手しますので、同条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
着手年月日	年 月 日

様式第15号（第16条関係）

土地の埋立て等に係る土壌調査報告書

年 月 日

東海村長 様

報告者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により、次のとおり関係書類を添えて土壌の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
埋立て等区域	
報告に係る試料数	

添付書類

- 1 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- 2 土壌調査試料採取報告書（様式第7号）
- 3 地質分析結果証明書（様式第8号）

様式第16号（第17条関係）

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所

氏名

㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第15条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

添付書類 承継の事実を証する書類

様式第17号 (第18条関係)

土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う 場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の 住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日～ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m <sup>2</sup>
土地の埋立て等に用いる 土砂等の発生場所 及び予定数量	発生場所 予定数量 m <sup>3</sup>
施工管理者の氏名	

備考 縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第18号（第19条関係）

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日（ ）

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称

記録者

㊤

埋立て等区域の位置

面積

m<sup>2</sup>

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	搬入車両の運転者の氏名	搬入数量 (m <sup>3</sup> )	土砂等の積み込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

土地の埋立て等の施工作業の内容

その他土地の埋立て等の施工に必要な事項

様式第19号（第20条関係）

土地の埋立て等完了届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を完了したので、同条例第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
計画期間	年 月 日～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日

添付書類

- 1 埋立て等区域の構造に関する図面
- 2 埋立て等区域の写真
- 3 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）
- 4 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- 5 土壌調査試料採取報告書（様式第7号）
- 6 地質分析結果証明書（様式第8号）

様式第20号（第21条関係）

土地の埋立て等廃止（休止）届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を廃止（休止）したので、同条例第20条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
計画期間 及び廃止年月日 又は休止期間	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 (休止期間 年 月 日～ 年 月 日)
廃止（休止）の理由	

添付書類

- 1 土地の埋立て等を廃止した場合にあつては、埋立て等区域の構造に関する図面
- 2 土地の埋立て等を休止した場合にあつては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置に関する図面
- 3 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）
- 4 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- 5 土壌調査試料採取報告書（様式第7号）
- 6 地質分析結果証明書（様式第8号）

様式第21号（第21条関係）

土地の埋立て等再開届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所

氏名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を再開しますので、同条例第20条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
休止期間	年 月 日～ 年 月 日
再開年月日	年 月 日

様式第22号（第23条関係）

東海村指令第 号  
年 月 日

土地の埋立て等許可取消書

様

東海村長



あなたは、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して土地の埋立て等を行っているので、同条例第22条第1項（第2項）の規定により、当該土地の埋立て等に係る許可を取り消したので、次のとおり通知します。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
取消しの理由	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第23号（第24条関係）

東海村指令第 号  
年 月 日

土地の埋立て等中止命令書

様

東海村長



あなたは、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して土地の埋立て等を行っているので、同条例第23条第1項の規定により、直ちに当該土地の埋立て等を中止するよう命令します。

埋立て等区域の位置	東海村
中止を命令する理由	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号（第24条関係）

東海村指令第 号  
年 月 日

土地の埋立て等停止命令書

様

東海村長



あなたは、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して土地の埋立て等を行っているので、同条例第22条第1項（第23条第2項）の規定により、直ちに当該土地の埋立て等を停止するよう命令します。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
停止を命令する期間	年 月 日 ～ 年 月 日
停止を命令する理由	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第25号（第24条関係）

東海村指令第 号  
年 月 日

土地の埋立て等措置命令書

様

東海村長



あなたは、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して土地の埋立て等を行っているので、同条例第23条第1項（第2項）の規定により、直ちに当該土地の埋立て等について次の措置を執るべきことを命令します。

許可を受けた年月日 及び指令番号	年 月 日 東海村指令第 号
執るべき措置の内容	
執るべき措置の期限	年 月 日
命令の理由	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第26号(第26条関係)

(表面)

		第	号	
写    真	身	分	証	
	明	書		
	課	名		
	氏	名		
	生	年	月	日生
上記の者は、東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第26条第2項に規定する立入検査を行う職員であることを証する。				
年 月 日				
東海村長			印	

(縦 6センチメートル 横 9センチメートル)

(裏面)

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (抜粋)

(報告の徴収及び立入検査等)

第26条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 村長は、この条例の施行に必要な限度において、職員の中から立入検査に従事する職員(以下「立入検査職員」という。)を指定し、埋立て等区域その他関係箇所に入り込ませ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の立入検査職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条, 第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条, 第 16 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条, 第 16 条関係)

(令 2 規則 14・全改)

様式第 9 号 (第 9 条関係)

様式第 10 号 (第 12 条関係)

様式第 11 号 (第 13 条関係)

様式第 12 号 (第 13 条関係)

様式第 13 号 (第 14 条関係)

様式第 14 号 (第 15 条関係)

様式第 15 号 (第 16 条関係)

様式第 16 号 (第 17 条関係)

様式第 17 号 (第 18 条関係)

様式第 18 号 (第 19 条関係)

様式第 19 号 (第 20 条関係)

様式第 20 号 (第 21 条関係)

様式第 21 号 (第 21 条関係)

様式第 22 号 (第 23 条関係)

様式第 23 号 (第 24 条関係)

様式第 24 号 (第 24 条関係)

様式第 25 号 (第 24 条関係)

様式第 26 号 (第 26 条関係)